

恵那市公園在り方指針 (案)

令和5年12月

恵那市

目 次

第1章 指針の基本的事項	1
第1節 指針策定の背景と目的.....	1
第2節 指針の位置づけ.....	2
第3節 恵那市公園在り方検討委員会について.....	3
第2章 現状と課題	4
第1節 公園の現状.....	4
第2節 公園を取り巻く問題点.....	6
第3章 上位計画における公園整備等の方向性	9
第1節 第2次恵那市総合計画.....	9
第2節 恵那市都市計画マスターplan.....	10
第3節 恵那市緑の基本計画.....	11
第4章 公園利用に対する各種調査.....	12
第1節 アンケート調査の概要.....	12
第2節 市民アンケート調査結果.....	13
第3節 地域自治区会長向けアンケート調査結果.....	17
第4節 恵那市公園在り方検討委員会での検討結果.....	19
第5章 求められている公園像.....	20
第1節 基本理念.....	20
第2節 公園整備の考え方.....	21
第3節 基本方針.....	23
第6章 公園の整備・運営	25
第1節 抛点公園の整備・運営.....	25
第2節 地域公園の整備・運営.....	32
第7章 指針の運用と見直し	33
第1節 指針の運用.....	33
第2節 指針の見直し.....	34

第1章 指針の基本的事項

第1節 指針策定の背景と目的

- ・公園は、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な役割を担っており、市民生活を支える都市機能として必要なものです。
- ・公園の保全や整備については、都市緑地法において、市町村が策定する緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づき、都市計画マスタープランと整合を図りながら、都市の緑地を保全し都市公園を整備することで良好な都市環境の形成を図ることとされています。
- ・さらに、都市公園の設置及び管理に関する基準を定めた都市公園法に基づき、都市公園法運用指針が定められています。都市公園の整備及び管理を行う際の参考として、望ましい運用のあり方やその際の留意事項等について原則的な考え方が示されているところです。
- ・令和4年10月には、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国土交通省と支局）」において「使われ活ける公園」を目指す考え方が公表されました。公園をまちの資産とすること、画一的な整備や管理運営から脱却すること、市民を含む多様な主体で管理ができる環境整備に力を入れることが必要とされています。
- ・恵那市では、恵那市緑の基本計画に基づき公園などの緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施していますが、地域によって整備状況に差が生じており、公園を適正に配置していくことが必要となっています。また、利用者の年齢やライフスタイルをはじめとする社会情勢は大きく変化しており、公園に求められる機能も変化しています。
- ・そこで、恵那市では、関連法令や運用指針に基づきつつも、地域の実情に即した合理的な公園の保全・整備を行っていくため、地域ニーズに即した公園のあり方と公園機能について調査検討を行い、公園の適切な配置や整備を推進していくことを目的として、恵那市公園在り方指針（以下、「本指針」という。）を策定します。

第2節 指針の位置づけ

- ・恵那市緑の基本計画では、『水と緑の豊かな地域の連携による持続可能な定住・交流都市への再構築』を基本理念に緑の保全と創出を推進するとされています。
- ・緑の将来像のひとつとして、「魅力ある公園や緑地など、身近な緑とのふれあいの場が創出され、緑を楽しみ潤いとやすらぎを感じ、誇りをもって住み続けることができるまち」を定めています。
- ・本指針は公園整備についての指針であることから、公園・緑地を含む緑全体についての上位計画である緑の基本計画に定められた基本方針に即して作成しています。また、都市計画マスタープランとの適合を図るものとします。

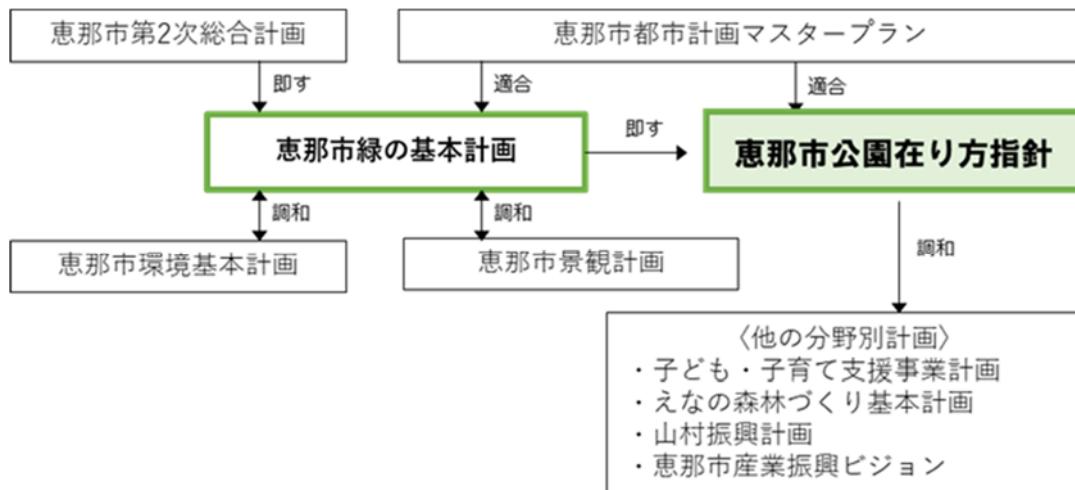


図 1-1 指針の位置づけ

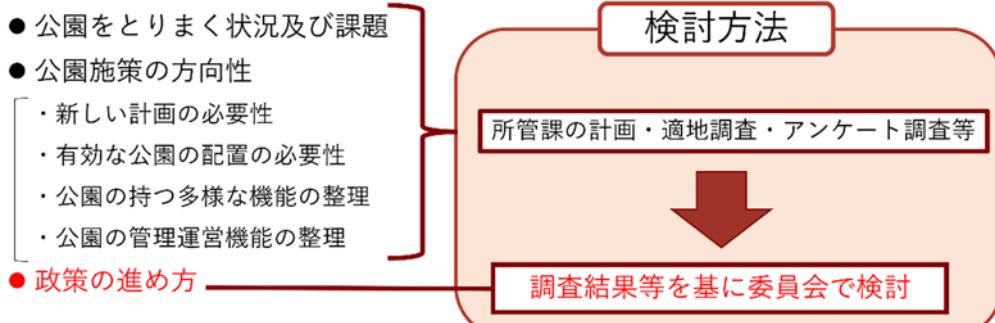
第3節 恵那市公園在り方検討委員会について

本指針を策定するにあたり、市が管理する公園の魅力向上に向けた公園の在り方を検討するため、令和5年2月に恵那市公園在り方検討委員会を設置しました。合わせて4回の会議で、課題の整理や今後の方針についての意見を伺いました。

【委員会目的】

市が管理する公園において、魅力向上に向けた公園の在り方を検討するため、恵那市公園在り方検討委員会を設置。既存公園の改修(機能特化)、新規公園の設置などの方針策定、整備優先順位の検討等を行う。

【指針の構成】



【委員会の内容】

- 第1回 現状報告・公園の定義付け
- 第2回 適地調査に基づき、公園の役割及び新設公園の整備方針の検討
- 第3回 アンケート結果に基づき、公園在り方指針案の検討
- 第4回 公園在り方指針案の最終調整

第2章 現状と課題

第1節 公園の現状

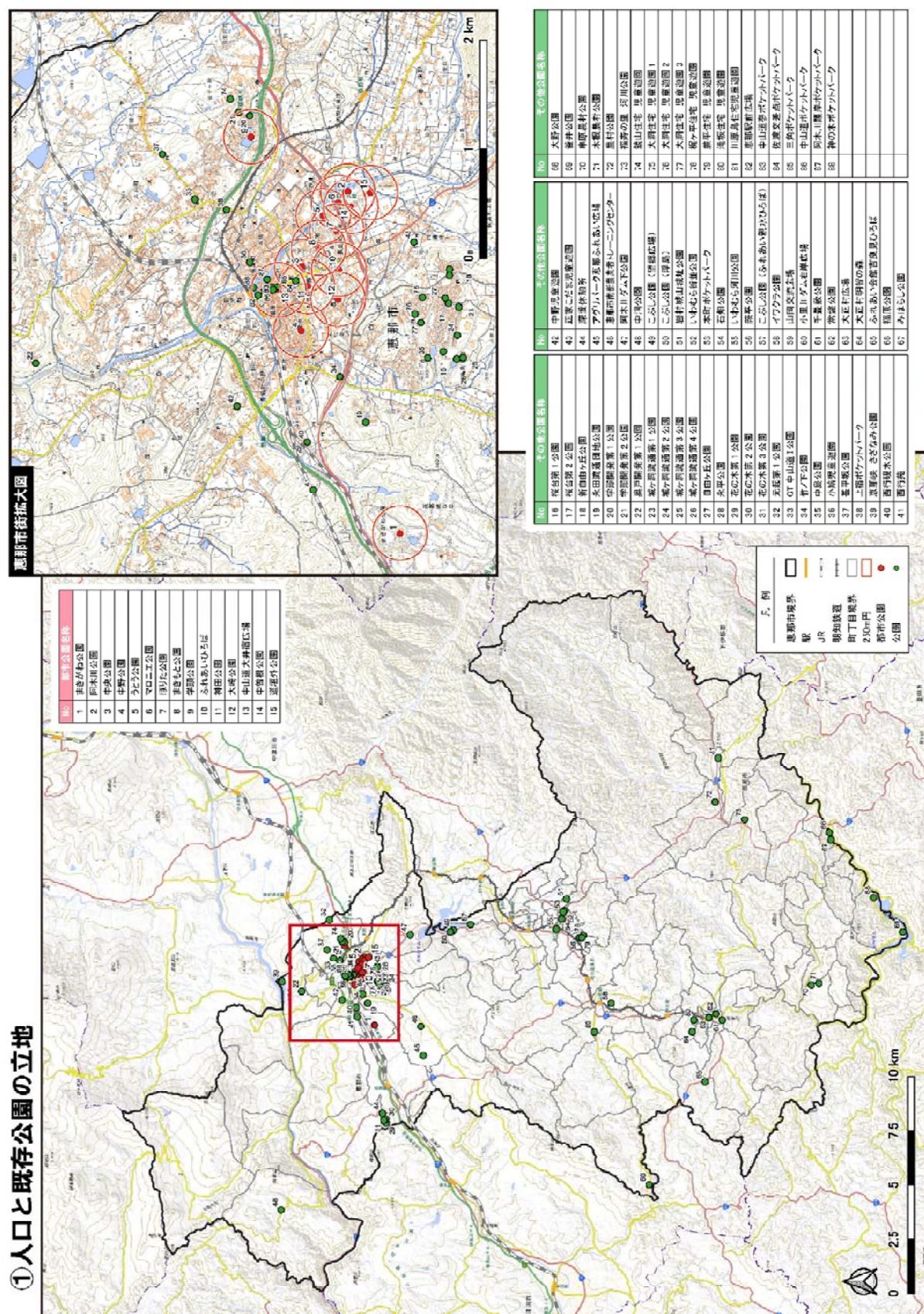
・市内の公園の数は表 2-1 のとおりで、都市公園（※1）が 15 公園、その他の公園（※2）が 74 公園あり、合計で 89 公園が整備されています。市内の公園の現況図は図 2-1 のとおりです。

（※1）都市公園とは、地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地で、「中央公園」や「まきがね公園」などが含まれます。

（※2）その他公園には、山岡町の「イワクラ公園」や明智町の「千畳敷公園」などが含まれます。

		設置数	面
北部	都市公園	15 ケ所	190,462
	その他公園	44 ケ所	60,400
	計	59 ケ所	250,862
南部	都市公園	0 ケ所	0m ²
	その他公園	30 ケ所	585,315
	計	30 ケ所	585,315
合計		89 ケ所	836,177

表 2-1 恵那市の公園設置数



第2節 公園を取り巻く問題点

(1) 都市公園の不足

都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準※は 10 m^2 とされていますが、恵那市の都市公園における住民一人当たりの敷地面積は 6.3 m^2 と不足しています。

※都市公園法施行令第一条の二（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

標準値	恵那市
$10\text{ m}^2/1\text{人}$	$6.3\text{ m}^2/1\text{人}$
	

(2) 公園の維持管理

多くの公園施設では、老朽化や経年劣化により、舗装のひび割れや、遊具の不具合などの問題が生じています。また、老齢化した樹木の立ち枯れ、雑草の繁茂など、維持管理面で多くの課題を抱えています。

特に開発等により整備された公園については、規模が小さく、施設が限られ、老朽化も進んでいることから、十分に利用がなされていません。また、これまで地域住民による清掃や草刈りなどの維持管理がなされてきましたが、住民の高齢化等により、維持管理に限界が生じてきており、新たな公園管理の仕組みが必要となっています。



(3) 利用者ニーズとの相違

中央公園、阿木川公園など、市民によく利用されている公園がある一方、利用されていない公園も多くあります。維持管理経費がかかるだけで不良資産化しているような低未利用公園の活用方法が求められています。

人口減少により公園周辺に利用者が住んでおらず、ターゲットとニーズが相違しているケースや、施設の老朽化、陳腐化により利用されないケースがあります。さらには、ボール遊びができる広場やドッグランが欲しいといった声や、イベントの開催などもっと公園を有効活用できるようにして欲しいといった声があり、市民ニーズは多様化・複雑化しています。

既存の公園のポテンシャルが十分に発揮できていない状況となっています。

(住宅団地にある小さな公園)



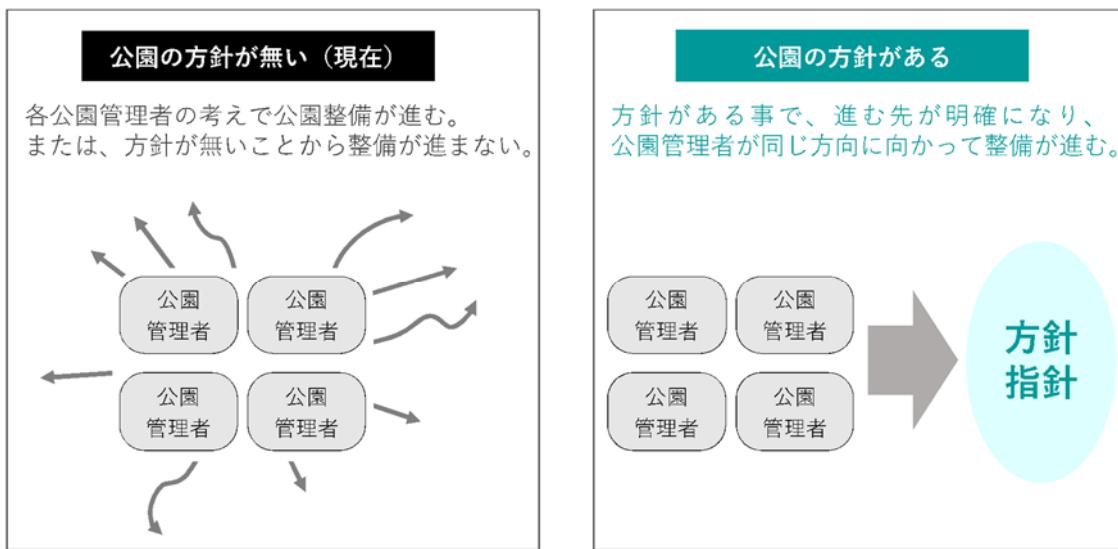
(農村地域にある広場)



(4) 統一した整備方針がない

恵那市では、なぜ公園を作るのか、その公園によってどんなまちの姿をめざすのかといった基本理念、整備方針、地域別整備の考え方などの市全体での公園整備の基本的な方向性が定められていません。そのため、各公園管理者で利活用方針を定めています。

また、整備後に利活用が十分になされていない公園も散見されます。さらには公園の整備も積極的に行われないといった事態につながっています。



(5) 人口減少社会への対応

多くの都市が抱える課題として、人口減少に対応したコンパクトなまちづくりが求められています。こういった状況で、新たな公園づくりの他に、公園等の統合や再整備など、公園の管理コストの削減なども、将来人口を見据え計画的に進めていくことが求められています。

第3章 上位計画における公園整備等の方向性

恵那市の今後の公園整備の方向については、「第2次恵那市総合計画（平成28年3月）」、「恵那市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」、「恵那市緑の基本計画（令和4年3月）」において、次のとおり位置付けがされています。

第1節 第2次恵那市総合計画

恵那市総合計画では、基本施策〔9〕に位置づけられています。既存の公園について、計画的な維持管理・更新によって、再利用や活用を図ることを施策としています。

【基本施策〔9〕 美しく使いやすいまちをつくる】

魅力的なまち並み・景観の形成を進めるとともに、快適に暮らすことができる計画的な土地利用を進めます。

【現状と課題】

○快適なくらしのための計画的な土地利用

- ・駅周辺、暮らしの利便性が高い地域、人口が減少している地域において、それぞれの課題に応じた居住環境の充実が求められています。
- ・工場立地、農業振興などの各種目的に合った土地利用が求められています。
- ・子どもが楽しく遊ぶことができる公園、ペットを連れて行くことができる公園など、市民が快適に過ごすことができる憩いの空間が求められています。

【課題解決のための施策】

○計画的な土地利用を推進します

- ・土地利用などに関する整備方針を定め、都市計画道路、宅地造成、工業団地などの整備を計画的・重点的に進めます。
- ・既存の広場・公園について、計画的な維持管理・更新により、再利用や活用を図ります。

(第2次恵那市総合計画より抜粋)

第2節 恵那市都市計画マスタープラン

恵那市都市計画マスタープランでは、将来都市構造を実現するための都市づくり戦略のひとつとして、水と緑の保全・活用による美しい景観と環境の確保を挙げています。さらにその中で、潤い豊かな親水公園の整備や、身近な緑の確保のためのポケットパークや公園を設置することを位置づけています。

(3) 将来都市構造を実現するための都市づくり戦略

都市機能が集積した各地域の拠点が公共交通などによって連携した「拠点ネットワーク型都市構造」を実現するため、以下に掲げる都市づくり戦略を進めます。

②水と緑の保全・活用による美しい景観と環境の確保

- 「観光・交流拠点」を担う恵那峡、阿木川湖、保古の湖、おりがわ湖、奥矢作湖などは、水辺環境の保全と観光・交流拠点としての機能強化に向けた整備を行います。
- 「水と緑のネットワーク軸」を担う木曽川、矢作川、土岐川などの河川は、治山対策とあわせて治水対策を進めるとともに、潤い豊かな親水空間としての整備改善を行います。
- 身近な緑の確保のため、街路樹やポケットパーク、公園を設置するとともに、町や集落から見える山並みや自然景観への眺望を妨げないよう、建物の高さなどについて配慮します。
- 笠置山、大船山などの山林、日本の棚田百選の一つである坂折棚田や農村景観日本一で知られる岩村町富田地区などの農地は、農林業の活性化に向けた施策を展開しつつ積極的に保全・活用し、魅力的な都市・地域空間を確保します。

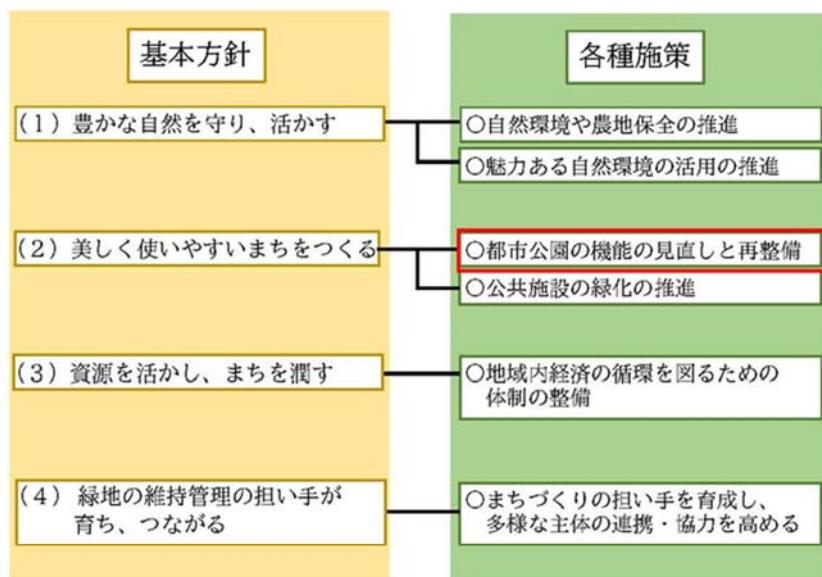
(恵那市都市計画マスタープランより抜粋)

第3節 恵那市緑の基本計画

恵那市緑の基本計画では、施策体系の中に、都市公園の機能の見直しと再整備を掲げています。また令和22年度までの緑地の目標水準のひとつとして、都市計画区域内の都市公園面積を10m²/人以上確保することを定めています。さらに、憩いの場所の満足度を現況値以上に高めることも目標としています。

6. 基本方針・施策体系

緑の将来像を実現していくための基本方針・施策体系を次のように定めます。



7. 目標水準

基本方針に基づき、本計画における緑地の保全及び緑化の目標水準を次のように設定します。

(1) 緑地の確保目標水準

緑地面積が計画対象区域に占める割合（＝緑地率）の維持を図ります。

現況値（H30）
約86%

目標値（R22）
維持

(2) 都市計画区域内の都市公園面積

恵那市都市公園条例で定めた標準面積（10m²/人）以上の確保を図ります。

現況値（R3）
6.3m²/人

目標値（R22）
10m²/人

(3) 憩いの場所（公園など）の満足度

身近な緑の満足度（良い・やや良い・普通）を現況値以上に高めます

現況値（R3）
51.5%

目標値（R22）
現況値以上

（恵那市緑の基本計画より抜粋）

第4章 公園利用に対する各種調査

第1節 アンケート調査の概要

年代ごとや地区ごとの公園に対するニーズを把握するため、市民、地域自治区会長を対象に公園のアンケートを実施しました。

これに加えて、恵那市公園在り方検討委員会にて、公園利用に対する意見を伺いました。

	市民アンケート	地域自治区会長アンケート
目的	利用者ニーズを踏まえた質の高い公園整備や適切な維持管理を行う。	各地域自治区の要望や利用者ニーズを踏まえた質の高い公園整備や適切な維持管理を行う。
内容	<ul style="list-style-type: none">・現在の公園の使い方・公園整備に対する意識	<ul style="list-style-type: none">・現在の公園の使い方・公園整備に対する意識
対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内のこども園児の保護者（1,127人）・市内小学生の保護者（2,250人）・市内中学生（1,262人）・無作為抽出した65歳以上80歳未満の市民（1,000人）	<ul style="list-style-type: none">・各地域自治区会長
調査期日	令和5年7月18日～8月18日	令和5年7月18日～7月31日
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・LoGo フォーム・調査票	<ul style="list-style-type: none">・調査票
活用	<ul style="list-style-type: none">・アンケート回収後、第3回検討委員会で結果を報告。・令和6年度以降実施予定の公園整備に反映させる。	<ul style="list-style-type: none">・アンケート回収後、恵那市公園整備方針案へ反映する。・方針案をもとに令和6年度より公園の設置や改修を行う。・アンケート結果を令和5年度地域自治区会長会議にて報告する。

第2節 市民アンケート調査

(1) 市民へのアンケート調査について

公園に対するニーズを把握し、質の高い公園整備や適切な維持管理を行うため、市民アンケートを独自に実施しました。

【実施期間】

令和5年7月18日（火）～8月18日（金）

【実施方法】

- ・ LoGo フォーム
- ・ 調査票

【対象者】

- ・ 市内の子供園児の保護者（1,127人）
- ・ 市内小学生の保護者（2,250人）
- ・ 市内中学生（1,262人）
- ・ 無作為抽出した65歳以上80歳未満の市民（1,000人）

(2) アンケート調査結果

【公園の利用者について】

- 利用する年齢層は、20～30代の子育て世代が最も多い、「子供・孫」と同行して利用する方が約7割でした。
- 20～30代のほか、40～50代、60～70代においても、「子供や孫」と一緒に公園を利用しています。
- 公園は子育て世代にニーズがあり、「子供たちの遊び場」としての公園が求められています。

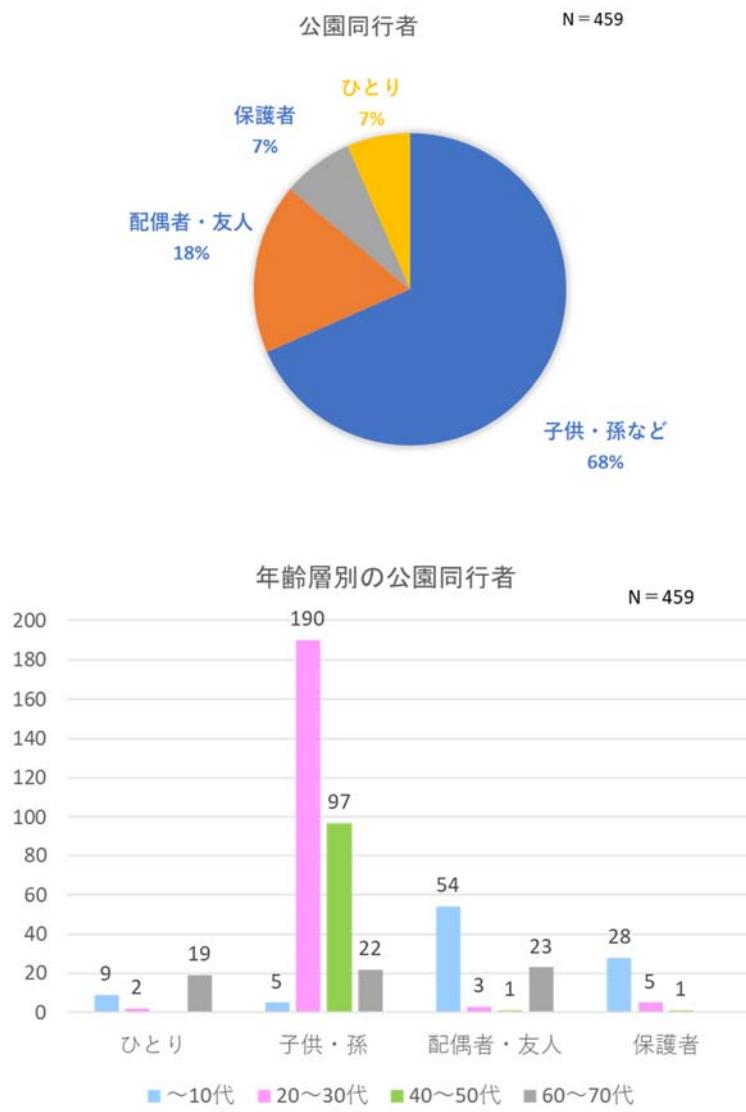


図 4-1 公園を利用するときの同行者

【公園の利用目的について】

- 利用目的は、各世代において「遊具を楽しむ」目的が高いです。
- 10代未満では「スポーツや屋外レクリエーション」、60~70代では「散歩、軽い運動」の利用目的も高く、世代によって公園に求めているものが異なっています。
- 世代に応じて求めている公園に違いがあり、世代のニーズに合わせた公園整備が必要です。

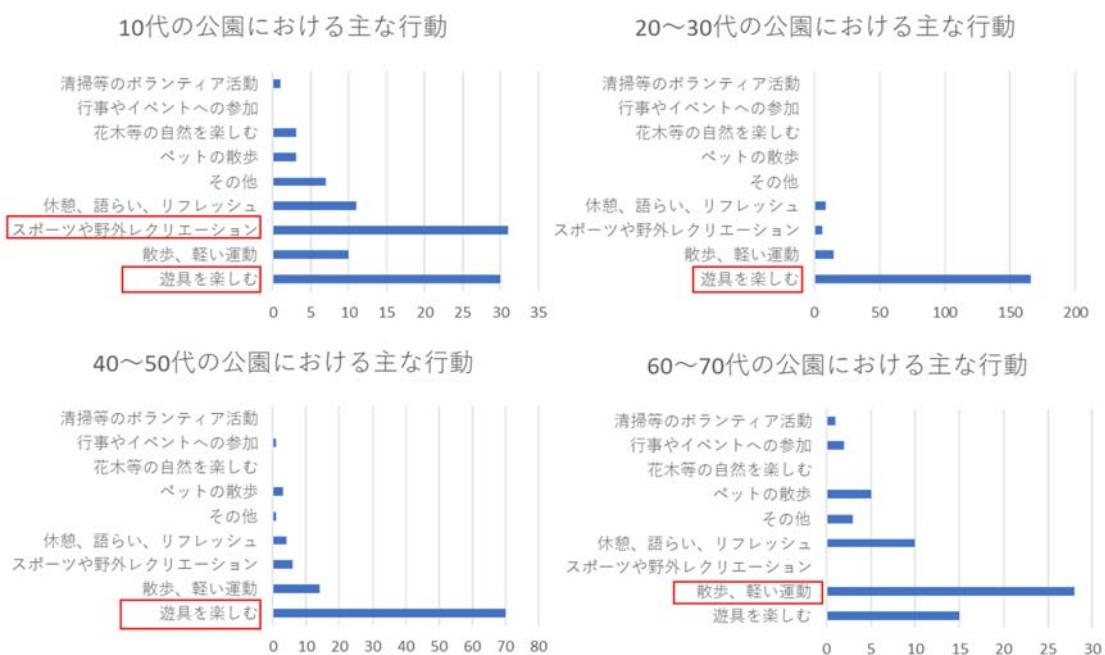
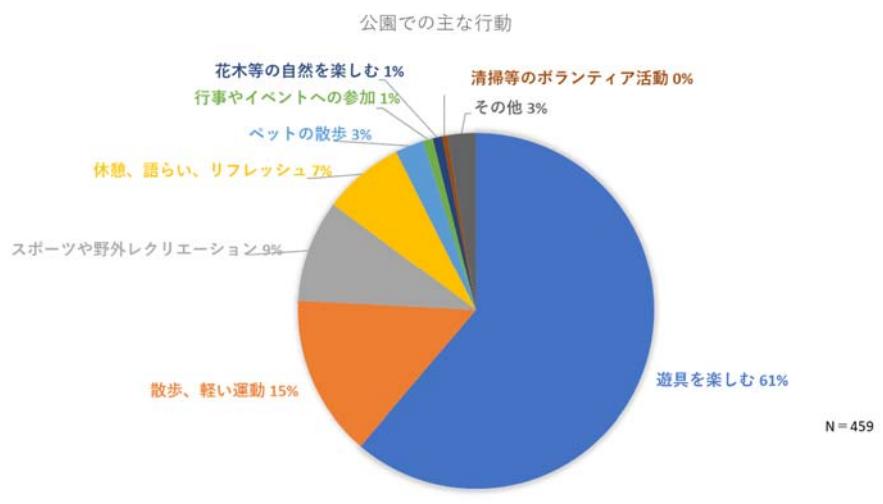


図 4-2 公園での主な行動

【市民アンケート結果自由記述の意見について】

- ・ 公園利用について、年代問わず幅広い意見が寄せられました。
- ・ 大井町、長島町からは、子供たちがスポーツのできる場所、散歩道、屋内施設など、規模の大きな公園へのニーズについて、多く意見が寄せられました。
- ・ 大井町、長島町以外の地域からは、「近くに公園がない」「町内に公園自体少ない」という意見が寄せられました。
- ・ 公園へのニーズは幅広く、これらを満たす公園の整備が必要です。
- ・ また、市街地エリアの公園整備だけではなく、各地区での公園整備が求められています。
- ・ 特に市街地エリア以外では、エリアを代表するような大規模な公園はもちろんのこと、地域に寄り添う公園が一層求められています。

【自由意見（抜粋）】

- ・ 岩村町には公園と呼ばれるものはひとつもない。孫の子守をしているがあまり外で遊ばせられない。町内にも1つは公園が欲しいです。
- ・ 今住んでいる地域に公園がないです。恵南地区にも大きな公園があると嬉しいです。
- ・ 市内の公園は小さいところが多い。子供用の大型遊具がとても少なく、子供がすぐに飽きて帰りたがる。1日中遊べる公園が欲しい。
- ・ 小さくても近くにあればうれしいが、それが叶わないとすれば、大きな公園の設備が充実すれば利用頻度は高まると思う。
- ・ スケボーができる公園が欲しい。

第3節 地域自治区会長向けアンケート調査結果

(1) 地域自治区会長向けアンケート調査について

各地域自治区の公園への要望や利用者ニーズを把握するため、地域自治区会長に対してアンケート調査を行いました。

【実施期間】 令和5年7月18日（火）～7月31日（月）

【実施方法】 調査票

【対象者】 各地域自治区会長

(2) 調査結果について

【新たな公園の必要性について】

- 「貴方の地域やその周辺で、既存の公園の改修や新たな公園の設置は必要か」という問い合わせに対し、9地域で、「地域内に必要」との回答がありました。
- 「必要」と回答しなくても、「地域内ではなくても周辺に必要」との回答が多くありました。
- 「不要」と回答した地区は、回答の理由として、既存の公園が充実していることがあります。
- 市内各地での公園整備が求められています。

公園が地域内に必要か

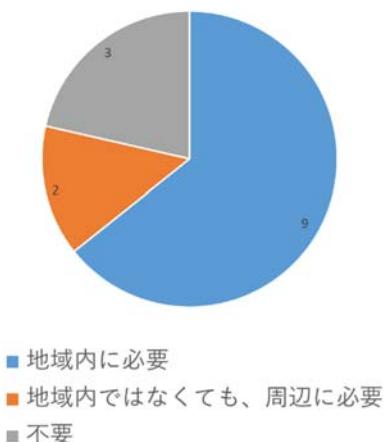


図4-3 地域内での公園の必要性について

【求めている公園像について】

- 「どんな公園にしたいか」を問う設問に対し、9地区が「子供向けの遊具を安全に利用できる公園」を選択しています。
- 市街地エリア（大井町、長島町）以外の地区では、「木や水といった自然と触れ合える公園」を選択しています。
- 地区的豊かな自然を活かすなど、地域の良さやニーズに合わせた公園整備が必要です。
- 各地区に住む子供たちが、「利用したい」「楽しい」と思える公園整備が求められています。

地区	子供向け遊具	自然と触れ合える公園	健康遊具	花壇・農園施設	スポーツ施設	芝生公園	その他
大井	●						
長島	●						
東野							
三郷		●		●			
武並	●	●					
笠置							
中野方	●	●					
飯地						●	
岩村	●						
山岡	●						
明智	●						
串原		●					
上矢作		●					

※公園に必要なものについて、選択した項目に印がついています。

表 4-1 求めている公園の機能(13 地域別)

第4節 恵那市公園在り方検討委員会での検討結果

【公園の規模について】

- ・ 大規模な公園だけをやるのではなく、小さいところも整備をしていくという方針を。
- ・ ある程度の地域に1つ公園があれば、公園が集いの場になる。介護施設の人たちも緑を楽しんだり、こども園は遠足の場所として使ったり、防災訓練の集合場所になったりと、公園は利用価値がたくさんある。

【世代や地区ごとのニーズについて】

- ・ 地区ごとのニーズによって、いろんな公園の必要性がある。規模も含めて、地域で、みんなで支えていったらいいと思う。
- ・ 子ども達がちょっと遊具で遊べるような公園が欲しいという意見が、地域で出ている。
- ・ 各地域のどこに公園が欲しいかを、地域自治区会長会議などで考えていただくのはどうか。
- ・ 今あるものを活用しながら、地域で意見しながら徐々に進めていき、地域からどういうものが特色としてあるとか要望を出してもらい、地域に解け合う公園づくりをしていかなきゃいけないと思う。
- ・ 恵那市はおよそ70%が自然だ。時間がかかるかもしれないが、うまく利用できる森林がたくさんあるので、森林に目をつけて公園の在り方を考えるのも、面白いとも思う。

【既存ストックの利活用について】

- ・ 新しく公園をつくらなくても、みんなが望む公園にすることを目標としてほしい。
- ・ こども園や学校施設も利用したい。

【維持管理の方法について】

- ・ 維持管理は地域でやるのか、市のどの部署とつながってやってもらえるか、ということと一緒に考えてほしい。地域の公園は地域で見てみてください、というふうになると、「いらない」という地域も出てくるかもしれない。
- ・ 作りっぱなしではなく、いかに管理していくかのルールが必要。

第5章 求められている公園像

第1節 基本理念

本市は、長い歴史に培われてきた各地域での伝統文化など豊富な地域資源を有しています。各地域の特色を活かし、魅力を高めることが求められています。

一方で、地域に根差した公園の整備は進んでおらず、ニーズに合った「憩いの場」、「遊びの場」が十分に確保されていない状況です。

また、公園は幅広い世代の方が利用できる場です。多世代が交わることにより、多くの笑顔が生まれます。さらに公園は、恵那市の未来を担う子どもたちを育む場として期待されます。

本市の魅力である各地域の特色と、公園の持つ役割を活かし、「笑顔があふれるまち」をつくっていくことが本市の公園整備が目指すものと考えます。

のことから、本指針の基本理念を次のように定めます。

基本理念

地域がつながる 笑顔あふれる まちづくり

第2節 公園整備の考え方

恵那市では、広域的なエリアからの利用を目的とした比較的規模の大きな公園と、地域に根差す公園の2つのニーズがあります。

そこで、今後整備する公園を、広域エリアをカバーする「拠点公園」、拠点公園を補完する「地域公園」の2つに役割を分類し、各地区に整備します。

「拠点公園」は広域的なエリアを代表する公園で、多くの人が集まることを想定したもので、特に市街地エリアでの整備を計画します。広さは2ha以上を想定しています。

「地域公園」は地域の子供たちの遊び場となる公園を想定し、地域の特色を反映することを目指します。それぞれの地域の実情や特色に応じた整備を計画します。広さは0.25haから0.5ha程度を想定しています。

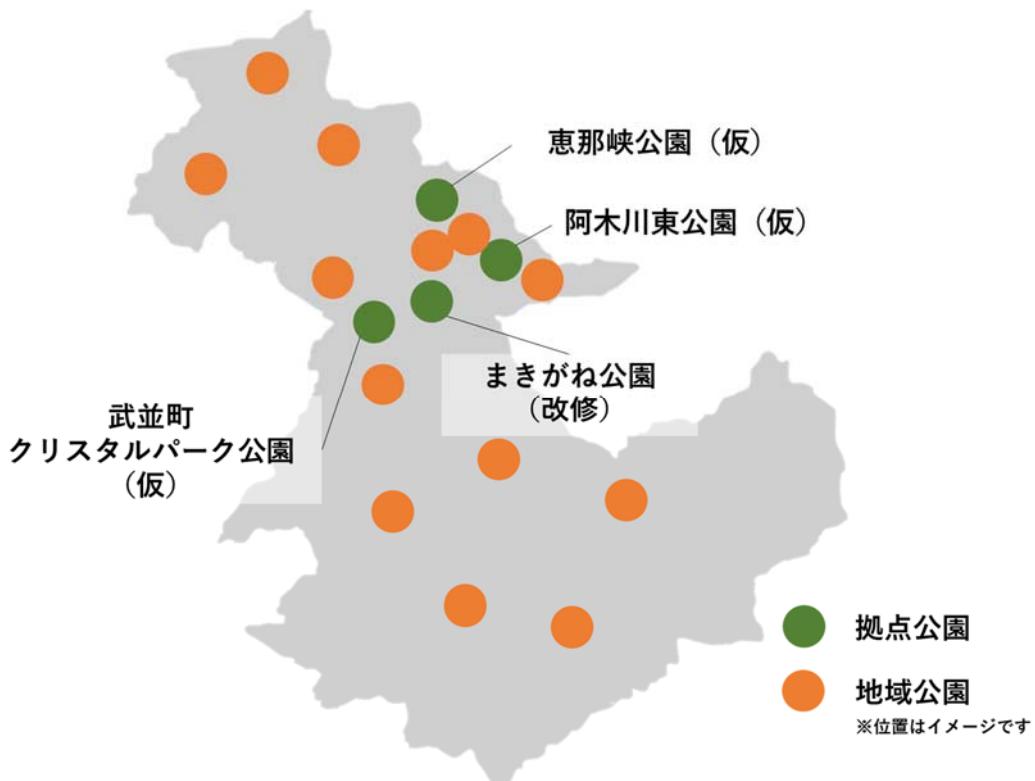


図 5-1 市内の公園配置イメージ

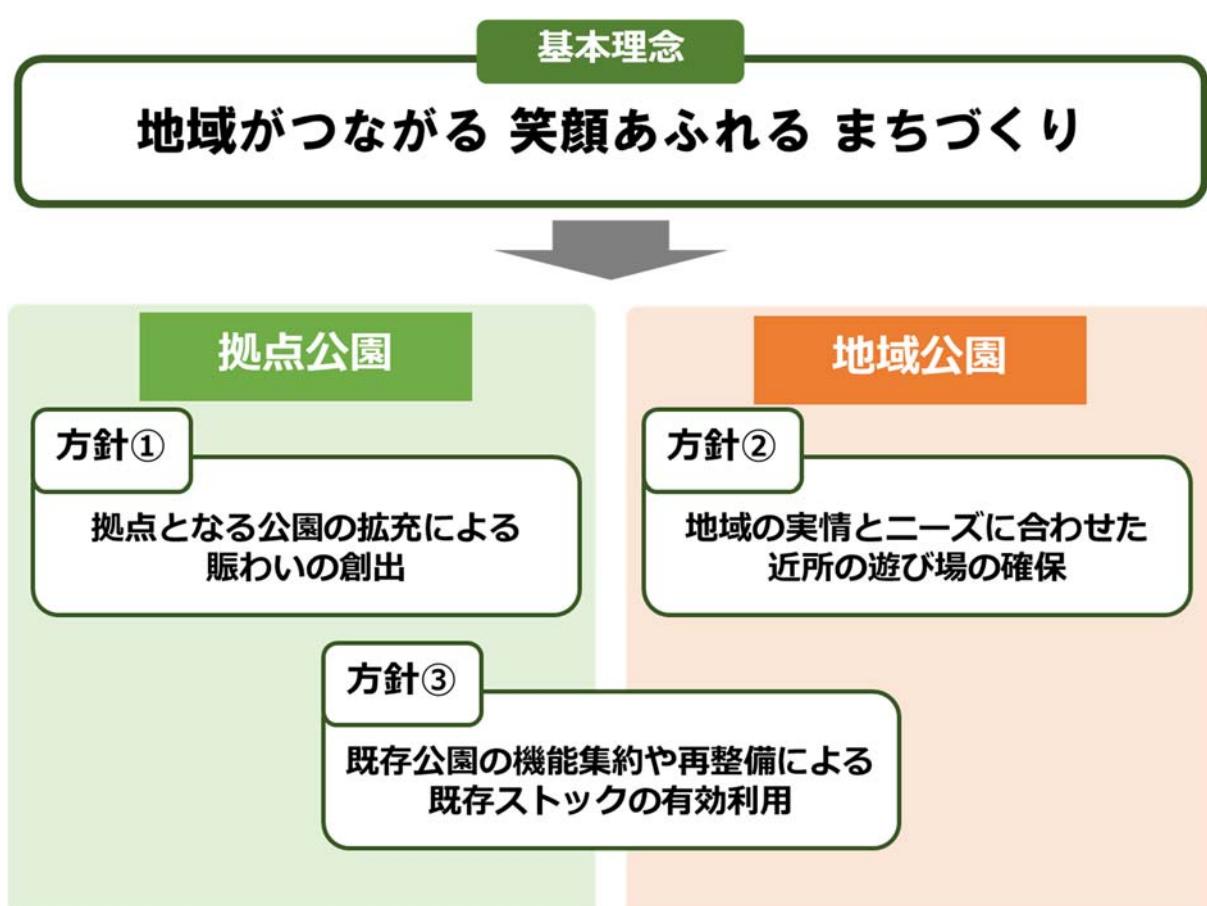
(公園の整備例)



図 5-2 拠点公園と地域公園のイメージ

第3節 基本方針

公園整備の基本理念と整備の考え方の実現のため、3つの方針を定めます。



方針① 拠点となる公園の拡充による賑わいの創出

拠点公園

- ・都市公園(全市民が利用することを目的とする公園)として都市計画区域内に整備します。
- ・人が集まりやすい立地や駐車場・広場など、人々が集い、賑わいを生む拠点となる公園の整備を行います。
- ・様々な主体との連携を生み、楽しみの発信地となりえる場所を提供します。
- ・災害時の拠点機能を備えた公園を整備します。
- ・整備にあたっては、既存ストックを活用し、優先順位付けをして整備します。
- ・これまでの仕組みにとらわれない、柔軟な運営、管理手法の導入を目指します。

方針② 地域の実情とニーズに合わせた近所の遊び場の確保

地域公園

- ・都市公園に依らず、住区基幹公園（地域に密着した身近な公園）として整備します。
- ・地域に根差し、それぞれの地域の実情やニーズに合わせた公園整備を行います。
- ・子供たちの遊び場となる空間の提供を行います。
- ・地域の特色に合わせたコンセプト設定により、多様な公園を整備します。
- ・整備にあたっては、地域の意見を踏まえ、合意形成ができたものから整備します。
- ・地域との連携による、公園管理の仕組みづくりを行います。

方針③ 既存公園の機能集約や再整備による既存ストックの有効活用

拠点公園

地域公園

- ・現に効用を発揮している公園の価値をさらに引き出しながら整備を進めます。
- ・十分に利活用されていない公園ストックのリノベーションや集約・再編等を行うことにより、その利用価値を高めます。

第6章 公園の整備・運営

第1節 拠点公園の整備・運営

(1) 拠点整備の検討

拠点公園等の新規、再整備については、「1 計画・他施設との連携」「2 防災・ニーズ・土地状況」「3 その他効果」の3区分の項目について考察します。

項目		内 容
1. 計 画 ・ 他 施 設 と の 連 携	計画の位置付け	緑の基本計画に位置付けている箇所 史跡指定や都市計画決定
	計画地の位置	利用圏域半径 250m（重心点距離）以内にある都市公園の施設数 用途地域、地域拠点との距離 アクセス性
	他施設との連携	既存施設との連携、相乗効果による集客
2. 土 地 状 況	防災機能の整備	地域防災計画の指定避難場所（広域、一時、緊急） 及び応急仮設住宅などの位置付け
	ニーズ・特性への対応	利用者ニーズへの対応、特性を活かした施設
	土地・面積	土地形状の課題、未利用地や用地取得の状況 公園等の面積規模の状況 $20,000\text{ m}^2 \geq 10,000\text{ m}^2 \geq 5,000\text{ m}^2$ 以上
3. そ の 他 効 果	整備効果の早期実現	整備に係る期間
	象徴性	シンボル的な施設、景観への寄与
	他事業との関連	周辺インフラ整備など

表 6-1 拠点公園の整備検討評価項目

(2) 拠点公園整備候補地の設定

①市の目指す将来都市構造の実現

リニア中央新幹線や（仮称）恵那峡SAスマートインターチェンジ、国道19号瑞浪恵那道路の整備などを踏まえた交通ネットワークや土地利用構想など、市の目指す将来都市構造に照らし合わせ、将来都市構造の実現に必要な公園を整備する。

②市全域からの来訪を目的とした公園の整備

近隣の住民をターゲットにする街区公園については都市部では集積しており、今後は対象人口の減少が見込まれるため、市全域からを集客ターゲットとする都市公園（総合公園、都市緑地等）の拡張・機能強化を図る。

既存の都市公園は人が集まりやすい立地にあることから、既存公園の拡張整備により機能強化することを主に検討し、必要に応じて新規整備する。

以上の観点から、下記4か所を選定する。

①（仮称）阿木川東公園

・市街地の中心部に位置し、アクセス性が良く、恵那市のシンボル緑地として多くの市民の憩いの場となっている阿木川公園の拡張による利用促進として、対岸の低未利用地などを有効活用した整備を想定し、検討候補とする。

②（仮称）恵那峡公園

・恵那峡県立自然公園、恵那峡さざなみ公園と連携した公園整備を検討。観光地としての知名度を活かし、稼ぐ公園としての整備を検討する。

③まきがね公園

・恵那市唯一の総合公園として、主にグラウンドや体育館などの運動施設が充実した公園。瑞浪恵那道路の整備により今後更なるアクセス性の向上が見込まれるため、施設の老朽対策とともに、既存遊具の改修や芝生広場の新設により、運動以外の利用を促進する。

④（仮称）クリスタルパーク公園

・岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場と連携した公園整備を検討。

候補1：(仮称) 阿木川東公園	
整備方法	新設（既設拡張）
公園種別	総合公園
ターゲット	市内全域
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・阿木川公園（河川内）にない機能を持たせた公園を対岸に整備し、双方の魅力を活かして集客力向上を目指す。 ・芝生広場の新設
位置図	イメージ
	

評価項目

項目	判定	内容
計画の位置付け	○	阿木川公園（都市緑地）に隣接
計画地の位置	○	市街地中心部に立地
他施設との連携	○	阿木川公園、ふれあいエコプラザ
防災機能の整備		
ニーズ・特性への対応	○	対岸の阿木川公園と合わせて、多様なニーズに合わせたエリア分け
土地・面積	○	10,000 m ² 以上
整備効果の早期実現	○	早い（造成等なし）
象徴性	○	市街地中心にある
他事業との関連	○	都市計画事業（区画整理など）

候補2：(仮称) 恵那峡公園	
整備方法	新設（既設拡張）
公園種別	総合公園
ターゲット	市内全域
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那峡県立自然公園、恵那峡さざなみ公園と連携した新設の公園。観光地としての知名度を活かし、例として、バーベキュー施設やキャンプサイトの整備を実施。 ・周辺の観光施設と連携したPPP、park-PFIによる整備を検討
位置図	イメージ
	

評価項目

項目	判定	内容
計画の位置付け		—
計画地の位置	○	さざなみ公園に隣接
他施設との連携	○	恵那峡、さざなみ公園、観光施設に隣接
防災機能の整備		—
ニーズ・特性への対応	○	さざなみ公園と合わせて、多様なニーズに合わせたエリア分け
土地・面積	○	10,000 m ² 以上
整備効果の早期実現	○	早い（既存の施設、地形を活かす）
象徴性	○	観光地にある
他事業との関連		—

候補3：まきがね公園	
整備方法	新設（既設拡張）
公園種別	総合公園
ターゲット	市内全域
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪恵那道路整備に合わせて公園整備を検討。 ・運動施設が充実する都市公園として整備・活用されている。 ・施設の老朽対策とともに、既存遊具の改修と芝生広場の新設により、運動以外の利用を促進する ・まきがね西体育館もあわせて活用（室内公園など）
位置図	イメージ
	

評価項目

項目	判定	内容
計画の位置付け	○	まきがね公園（都市公園）に隣接
計画地の位置	○	都市公園
他施設との連携	○	まきがね公園、まきがね西体育館
防災機能の整備	○	広域防災拠点
ニーズ・特性への対応	○	既存のまきがね公園と合わせて、多様なニーズに合わせたエリア分け
土地・面積	○	10,000 m ² 以上
整備効果の早期実現	○	早い（造成等なし）
象徴性		—
他事業との関連	○	国道19号 瑞浪恵那道路

候補4：(仮称) クリスタルパーク公園	
整備方法	新設（既設拡張）
公園種別	総合公園
ターゲット	市内全域
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪恵那道路整備および周辺の土地利用に合わせて新規公園整備を検討。 ・瑞浪恵那道路（東西）国道418号（南北）の結節点 ・隣接するクリスタルパーク恵那スケート場と一体利用できるよう整備し、双方の魅力を活かして集客力向上を目指す。
位置図	イメージ
	

評価項目

項目	判定	内容
計画の位置付け		
計画地の位置	○	瑞浪恵那道路、武並駅に近接
他施設との連携	○	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場
防災機能の整備	○	緊急指定避難所
ニーズ・特性への対応	○	スケート場とあわせてニーズに合わせたエリア分け
土地・面積	○	10,000 m ² 以上
整備効果の早期実現		
象徴性	○	スケート場に隣接、瑞浪恵那道路
他事業との関連	○	国道19号 瑞浪恵那道路

(4) 優先度の考え方

優先的に整備対象とする都市公園については、(1)で示した基準により、以下のとおり考えられる。

項目	阿木川東公園	恵那峡公園	まきがね公園	クリスタルパーク公園
計画の位置付け	○		○	
計画地の位置	○	○	○	○
他施設との連携	○	○	○	○
防災機能の整備			○	○
ニーズ・特性への対応	○	○	○	○
土地・面積	○	○	○	○
整備効果の早期実現	○	○	○	
象徴性	○	○		○
他施設との連携	○	○	○	○
計（優先順位）	8(1位)	6(4位)	8(1位)	7(3位)

表 6-2 拠点公園整備の優先順位

第2節 地域公園の整備・運営

(1) 地域の区分

地域公園の整備に関する検討は、地域自治区単位の13地域に分けて行います。

(2) 地域公園の検討

整備にあたっては、地域自治区会長会議など、地域からの意見を募集し、「1 計画・他施設との連携」「2 防災・ニーズ・土地状況」「3 管理・運営」の3区分の項目について考察します。

項目	内 容
1. 計 画 ・ 他 施 設 と	計画の位置付け 地域計画での位置づけ
	計画地の位置 周辺にある公園の施設数 用途地域、地域拠点との距離
	周辺施設との連携 学校やこども園、子育て支援施設などとの一体利用 公園単体以外での効果（防災、まちづくり）
2. ニ ーズ ・ 防 災 ・ 土 地 状 二	土地・面積 既存公園の改修も含む 法令の制限がない
	ニーズ・特性への対応 地域ニーズへの対応、特性を活かした施設
3. 管 理 ・ 運 営	地域の協力体制 維持管理における地域の協力
	地域等との連携 地域、民間施設との連携
	住民同意 地域が同意している（望んでいる）集約されているか地元の総意 周辺自治会や住民が同意している 他の事業（道路など）より優先される
	官民連携の仕組み 地域企業による支援体制 ネーミングライツ 企業の社会貢献活動

表 6-3 地域公園の整備検討項目

第7章 指針の運用と見直し

第1節 指針の運用

- ・本指針は、地域のニーズに即した公園の適正な配置および機能の発揮を目指し、公園の整備方針を定めたものです。したがって、本指針は既存の公園だけでなく、今後新たに整備する公園についても適用します。
- ・本指針で示した整備の進め方において、今あるもの（既存公園、既存施設）を活かし、新たな公園をつくることとしています。公園とその他の公共施設とで、相互に機能を補完しあうことも可能であることから、無駄のない施設配置ができるよう、スポーツや健康、防災等の関係部署との十分な情報交換、協議のうえで整備を進めます。
- ・公園整備・維持管理については、市民の参画など、地域の実情や意見を考慮しながら行います。また、指定管理者制度、Park-PFI 等の公民連携の可能性を探り、公園の最適活用の実現や価値のさらなる向上を図ることで、少子高齢化等の社会構造の変化に対応した公園運営を目指します。
- ・公園の整備検討については、市民ニーズの把握と公園機能についての合意形成が非常に重要であるため、広報等を通じた PR やワークショップの開催等を通じて、市民と十分な意見交換を重ねます。
- ・新規の公園については、既存の公園と利用圏域が重複する場合があることから、拠点公園と地域公園それぞれの役割を考慮して整備を進めます。また、防災機能を備えるものとし、施設や植栽は利用者ニーズや維持管理費用の軽減を考慮して配置します。
- ・既存の公園については、面積規模、防災機能、市民利用の状況、近隣にある公園等との利用圏域等を考慮して、機能の分担、統廃合を検討します。
- ・遊具の維持管理については、地域の利用者のニーズに即した遊具の種類や規模等、適切な配置を検討します。効率の良い整備・管理を行うことで、将来にわたって遊具を安全に利用できるようにします。

第2節 指針の見直し

- ・本指針に沿った取り組みを着実に実施していくためには、その取り組み結果を振り返り、課題や改善策を次の取り組みにフィードバックさせていく仕組みが必要です。そのため、本指針に沿った取り組みの進行管理は、Plan（計画）-Do（実施）-Check（振り返り）-Action（見直し）という PDCA マネジメントサイクルに基づき、適宜見直しを図りながら行なっていきます。
- ・恵那市総合計画、都市マスタープラン及び緑の基本計画など、上位計画の評価や見直し時期を見据えて、本指針に基づく公園整備等の取り組みの状況を把握するとともに、上位計画の改定後には本指針を見直すものとします。



恵那市公式キャラクター「エーナ」

恵那市 公園の在り方指針（令和5年12月）

恵那市 建設部 リニア都市計画局 建築住宅課

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL 0573-26-2111 FAX 0573-25-8294

E-mail kenchikujyutaku@city.ena.lg.jp

